７／９　（火）の発表

【道庁プレスリリース】

報道発表資料の配付日時　　７月９日（火）　15時00分

発表項目	児童扶養手当過支給について（全振興局調査の結果）		
記者レクチャーのお知らせ	（実施日時）	発表者	
		発表場所	

概要

1　概要

・釧路総合振興局保健環境部社会福祉課において、児童扶養手当の支給要件の確認が不十分のまま、要件に合致しない者に対して手当を支給していたことが判明し、全振興局を対象に、同様の事案の有無について調査を実施していたところ。

・全振興局における調査が終了し、十勝総合振興局及び根室振興局においても同様の事案があり、対象者への過支給が判明。

2　全道調査の結果

過支給の対象の方	対象人数	金額
（過去５年間）	15名	5,176,810円
十勝総合振興局	３名	986,000円
根室振興局	２名	993,380円
釧路総合振興局	10名	3,188,430円

※受給者１人あたり最高約950,000円、最低約8,000円。所得に応じた支給額。

3　原因

・本件は15名とも、支給要件の誤認により発生したもの。

・18歳以降、引き続き手当を受給できるのは、障がいが重い方に限られるが、障がい程度に関わらず受給できると誤認。

・制度上、年度当初に事務が集中するなか、新たに担当となった職員等は、規則や制度など様々な知識を把握する必要があり、事務処理事故が起こりやすい状態であったが、本庁からの注意喚起や留意事項通知の改正等の対応や、担当間での引き継ぎ等が不十分であった。

4　今後の対応

・過支給の対象となった15名のうち、10名には謝罪を行ったところ。返還が必要である旨を説明し、できるだけ負担の少ない方法で返還いただけるよう、調整を進めている。残り５名は、引き続き対応中。

5　再発防止策

・今年度から新たに事務担当者を対象とした研修を速やかに実施する。

・多数ある通知により、分かりづらくなっている事務の流れやポイントを整理し、改めて通知する。

・事務の繁忙期には、本庁から振興局に対し、誤認しそうな点の注意喚起を行う。

・管理職を含めたチェック体制を整備する。

6　児童扶養手当制度の概要

別紙のとおり

参考	

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	（場所）十勝総合振興局記者クラブ 釧路総合振興局記者クラブ 根室振興局記者クラブ

担当（連絡先）	保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課課長補佐　小助川 文治 ＴＥＬ　ダイヤルイン　０１１－２０６－６０１７　内線２５－７７０

プレスリリース資料　別紙

児童扶養手当制度の概要

父又は母と生計を同じくしていない児童がいるひとり親家庭等に対して、生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当。

1　支給対象者

18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童を監護する母等
※対象となる児童が政令で定める程度の障がいの状態にある場合は、20歳未満

要件
- ○　父母が婚姻を解消した児童を監護していること
- ○　父または母が死亡した児童を監護していること
- ○　父または母が一定程度の障がいの状態にある児童を監護していること
- ○　父または母の生死が明らかでない児童等を監護していること　等

2　手当額（令和６年４月～）

月額	全部支給	４５，５００円
	一部支給	４５，４９０円～１０，７４０円
第２子加算額	全部支給	１０，７５０円
	一部支給	１０，７４０～円５，３８０円
第３子以降加算額	全部支給	６，４５０円
	一部支給	６，４４０円～３，２３０円

※所得に応じて決定

3　支給期月

１月（11月･12月分）、３月（1月･2月分）、５月（3月･4月分）、７月（5月･6月分）、９月（7月･8月分）、11月（9月･10月分）

4　受給者数（令和６年３月末現在）

全　国	７９０，４８３人
北海道	２０，４０７人

別紙

児童扶養手当の過支給に係る子ども応援社会推進監のコメント

令和6年7月9日（火）

児童扶養手当の認定や支給の事務を行う十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局の保健環境部社会福祉課の事務処理において、支給要件の誤認による過支給事案が発生しました。

このような事案が生じたことについて、関係する皆様に多大なご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げるとともに、適正な事務処理について、改めて指導を徹底し、同様の事案が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

保健福祉部子ども応援社会推進監　野澤 めぐみ